

平成 2 9 年 度

自 平成 2 9 年 4 月 1 日
至 平成 2 9 年 9 月 3 0 日

栃木県南公設地方卸売市場事務組合
一 般 会 計 決 算 審 査 意 見 書

栃 木 市 監 査 委 員

栃市監第80号
平成30年1月18日

栃木市長 鈴木俊美様

栃木市監査委員 藤沼康雄

栃木市監査委員 天谷浩明

平成29年度栃木県南公設地方卸売市場事務組合一般会計決算
審査意見書について

地方自治法第292条の規定により準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき審査に付された平成29年度栃木県南公設地方卸売市場事務組合一般会計決算を審査しましたので、その結果について、意見書を提出いたします。

目 次

1	審 査 の 対 象	1
2	審 査 の 期 間	1
3	審 査 に 付 さ れ た 経 緯	1
4	審 査 の 方 法	1
5	審 査 の 結 果	2
6	総 括 意 見	3
7	決 算 の 概 要	5
	(1) 決 算 の 状 況	5
	(2) 歳 入	5
	(3) 歳 出	7
8	財 産 に 関 す る 調 書 に つ い て	8

平成29年度栃木県南公設地方卸売市場事務組合一般会計決算審査意見

1 審査の対象

平成29年度栃木県南公設地方卸売市場事務組合一般会計歳入歳出決算

2 審査の期間

平成29年11月27日から平成30年1月17日まで

3 審査に付された経緯

栃木県南公設地方卸売市場について、平成29年10月1日から公設民営の地方卸売市場として開設するため、同年9月30日をもって栃木県南公設地方卸売市場事務組合は解散した。したがって、地方自治法第292条の規定により準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、構成市町である小山市、栃木市、下野市、壬生町及び野木町の監査委員がそれぞれ決算審査を行うこととなったものである。

4 審査の方法

予算執行の適正さ、業務の効果・効率性、妥当性という視点から下記により審査を行った。

- (1) 歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び関係書類の審査。
- (2) 財産に関する調書については、調書の審査。

また、組合の解散に伴う事務の承継及び財産処分について、栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書（以下「事務の承継に関する協議」という。）、栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書（以下「財産処分に関する協議」という。）その他の解散に伴う協議書等による確認を行った。

5 審査の結果

- (1) 予算の執行状況は、適正であると認められた。
- (2) 財産に関する調書は、組合解散時における現在高を明確に表示し、計数はいずれも正確であると認められた。

* 意見書中の計数、比率等についての注意事項

- ・ 比率（％）は、構成市町の負担割合に係るものを除き、小数点以下第2位を四捨五入した。
- ・ 0.1未満の数値は、「0.0」と表示した。

6 総括意見

栃木県南公設地方卸売市場事務組合は、小山市、栃木市、下野市、壬生町及び野木町で構成され、卸売市場法に基づく地方卸売市場の設置、管理運営及び廃止に関する事務を共同処理していたが、平成28年3月に栃木県南公設地方卸売市場の民営化の方針が決定され、平成29年10月1日から公設民営の地方卸売市場を開設するため、同年9月30日をもって解散となったものである。

栃木県南公設地方卸売市場事務組合の平成29年度の総予算額は2億7968万3000円であった。決算状況を見ると、一般会計の総額は、歳入2億6995万8789円、歳出2億5571万497円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支額は1424万8292円であった。なお、組合解散に伴う打ち切り決算のため繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は形式収支額と同額である。

歳入においては、使用料及び雑入について収入未済額が生じている。事務の承継に関する協議に基づき小山市が承継しており、債務者の経営状況等を適正に把握のうえ、分納等の手法も用いるなどして回収にあたるのとすることで、全額回収できるよう努められたい。

歳出においては、財政融資資金借入金に係る元利金の償還が平成30年度まで残っている。財産処分に関する協議に基づき元利金は小山市に帰属され、構成市町がそれぞれの負担割合で負担し償還することとなっており、滞りなく完了するよう図られたい。

終わりに、栃木県南公設地方卸売市場は、開設以来20年以上にわたり地域の生鮮食料品等の流通拠点市場として、取引価格の適正化と地域住民への安定供給の役割を果たしてきたところであるが、生鮮食料品等の流通経路が多様化し、取扱数量・金額が減少傾向にある中、民間事業者のノウハウを活用した市場運営が必要と

されたことから、組合は市場の民営化を決断し、解散したものである。これまで組合が執行してきた市場に関する事務は、事務の承継に関する協議に基づき構成市町が承継することから、財政融資資金借入金に係る元利金の償還及び市場の建物、設備、附属施設の改修工事等の管理行為は、今後は、構成市町が執行しなければならない。

これらの市場に関する事務は、小山市との協議により小山市に委託しており、また未収金の回収についても、組合解散に伴う残事務として小山市が承継していることから、構成市町間の協議、調整等を適時適切に行いながら、円滑に執行できるよう望むとともに、市場運営にあたっては、民間事業者と協力しながら、公共性を維持しつつ効率的かつ合理的に行われるよう期待するものである。

7 決算の概要

(1) 決算の状況

歳入	2億6,995万8,789円	(対予算現額 96.5%)
歳出	2億5,571万497円	(対予算現額 91.4%)
形式収支額	1,424万8,292円	

(単位：円)

区 分 \ 年 度	平成29年度
① 歳入総額	269,958,789
② 歳出総額	255,710,497
③ 形式収支額 ①－②	14,248,292
④ 翌年度へ繰り越すべき財源	0
⑤ 実質収支額 ③－④	14,248,292

一般会計歳入決算額は2億6,995万8,789円、歳出決算額は2億5,571万4,977円、歳入歳出差引額が1,424万8,292円で翌年度に繰り越すべき財源はないため、実質収支額は1,424万8,292円となっている。

(2) 歳入

(単位：円・%)

区 分 \ 年 度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	
						対予算	対調定
平成29年度	279,683,000	277,918,064	269,958,789	0	7,959,275	96.5	97.1

収入済額は2億6,995万8,789円であり、予算現額に対して96.5%、調定額に対して97.1%の収入率となっている。

収入の主なものは、分担金及び負担金1億9949万4000円、使用料及び手数料4708万5049円、繰越金158万9705円、諸収入2178万9824円である。

収入未済額は795万9275円であり、その内訳は、面積割使用料734万8427円、雑入（電気使用料実費相当分）61万848円であり、仲卸業者2社、第2種関連事業者1社、計3社の滞納によるものである。

ア 分担金及び負担金

収入済額は1億9949万4000円で、予算現額に対する収入率は100.0%となっている。これは構成市町の負担金で、小山市負担金1億3286万3000円、栃木市負担金5803万3000円、下野市負担金189万5000円、壬生町負担金363万1000円、野木町負担金307万2000円となっている。市町別負担割合は、小山市66.60%、栃木市29.09%、下野市0.95%、壬生町1.82%、野木町1.54%となっている。

市 町 名	負 担 金 額	負担割合
小 山 市	132,863,000 円	66.60%
栃 木 市	58,033,000 円	29.09%
下 野 市	1,895,000 円	0.95%
壬 生 町	3,631,000 円	1.82%
野 木 町	3,072,000 円	1.54%
計	199,494,000 円	100.00%

イ 使用料及び手数料

収入済額は4708万5049円で、予算現額に対する収入率は86.4%となっている。これは、市場施設の使用料である。

ウ 財産収入

収入済額は211円で、予算現額に対する収入率は4.2%となっている。これは、施設修繕基金利子である。

エ 繰越金

収入済額は158万9705円で、予算現額に対する収入率は100.0%となっている。これは、前年度繰越金である。

オ 諸収入

収入済額は2178万9824円で、予算現額に対する収入率は90.5%とな

っている。これは、組合預金利子と雑入であり、主なものは預金利子、電気使用料実費相当分である。

(3) 歳 出

(単位:円・%)

区 分 年 度	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率	翌年度繰越額	不 用 額
平成29年度	279,683,000	255,710,497	91.4	0	23,972,503

支出済額は2億5571万497円であり、予算現額に対して91.4%の執行率となっている。

支出の主なものは、総務費8567万2160円、公債費1億6998万9941円である。

不用額は2397万2503円であり、主なものは総務費2316万840円である。

ア 議会費

支出済額は4万8396円で、予算現額に対する執行率は13.5%となっている。主なものは定例議会会議録作成委託料である。

イ 総務費

支出済額は8567万2160円で、予算現額に対する執行率は78.7%となっている。主なものは施設修繕料、指定管理委託料である。

ウ 公債費

支出済額は1億6998万9941円で、予算現額に対する執行率は100.0%となっている。これは、市場事業債元金償還金及び市場事業債利子である。

エ 予備費

支出済額は0円で、予算現額に対する執行率は0.0%で執行はなかった。

8 財産に関する調書について

財産に関する調書について、決算年度中の異動を中心に審査したところ、調書の内容に誤りはなく、計数も正確であると認められた。

なお、栃木県南公設地方卸売市場事務組合の解散後は、財産処分に関する協議に基づき、土地及び建物は構成市町の共有とし、負担割合に応じた持分で帰属され、基金は小山市に帰属された。また、物品は、事務の承継に関する協議に基づき小山市が承継した。

(1) 公有財産

ア 土地

土地の平成29年9月30日現在高は111,327.80㎡であった。これは、栃木県南公設地方卸売市場等の敷地である。

イ 建物

建物の平成29年9月30日現在高は23,506.68㎡であった。これは、栃木県南公設地方卸売市場の建物及び附属建物である。

(2) 物品

取得価格50万円以上の物品は3品目あり、平成29年9月30日現在高は、録音及び拡声装置システム1式、液晶ビジョン1式並びに入荷量表示板架台3台であった。

(3) 基金

栃木県南公設地方卸売市場施設修繕基金が設置されており、決算年度中に400万円の積立てがあり、平成29年9月30日現在高は4800万円であった。